二　前号の規定により設定された想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティのすべての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。

三　前号の規定により算出した想定上のオプション取引等の市場価値が算出基準日のオプション取引等の市場価値を下回る額が最大となる場合における当該下回る額を原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額とする。

四　シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、前号の規定により算出した原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額の合計額とする。

第七章　オペレーショナル・リスク

（オペレーショナル・リスク相当額の算出）

第二百八十一条　最終指定親会社は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。

（基礎的手法）

第二百八十二条　基礎的手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この章において同じ。）に〇・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。ただし、直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合には、当該正の値とならない年以外の年の粗利益の合計額に〇・一五を乗じて得た額を当該正の値とならない年以外の年数で除して得た額とする。

2　最終指定親会社等は、前項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシング（最終指定親会社等の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われることをいう。）の費用に当たらないものについては、役務取引等費用から除くことができる。

（粗利益配分手法）

第二百八十三条　粗利益配分手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益を業務区分（別表第一の中欄に掲げるものをいう。以下同じ。）に配分した上で、当該業務区分に応じ、同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下この条及び第二百九十七条において「業務区分配分値」という。）をすべての業務区分について合計したもの及び同表の（注）4の規定により当該粗利益に十八パーセントの掛目を乗じて得た額（次項において「配分不能値」という。）を合算したもの（以下この条及び第二百九十七条において「年間合計値」という。）の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

2　粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合においては、一の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値が負の値である場合には、当該業務区分配分値又は配分不能値を他の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値のうち正の値であるものと相殺することができる。

3　前条第二項の規定は、粗利益配分手法について準用する。

（粗利益配分手法の承認）

第二百八十四条　最終指定親会社は、粗利益配分手法を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けた最終指定親会社は、第二百八十八条の規定に基づき承認が取り消された場合又は先進的計測手法の使用につき第二百九十条第一項の承認を受けた場合を除き、粗利益配分手法を継続して用いなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百八十五条　粗利益配分手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスク（業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。以下同じ。）の評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四　粗利益を業務区分に配分する基準及び手順について明確かつ詳細に記載した書類

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

（承認の基準）

第二百八十六条　金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第二百八十四条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、取締役会等及び執行役員（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授権された者をいう。以下この条及び別表第一の（注）において同じ。）の責任が明確化されていること。

二　営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門（以下この条において「管理部門」という。）を設置していること。

三　管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペレーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されていること。

四　管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、及び削減するための方策が策定されていること。

五　オペレーショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること。

六　オペレーショナル・リスク損失（別表第二に掲げる損失事象の種類に応じ、その結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、取締役会等及び執行役員に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七　内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われていること。

（変更に係る届出）

第二百八十七条　粗利益配分手法を用いる最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条の承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　最終指定親会社は、前項第三号の規定に基づく届出を行う場合には、当該最終指定親会社が前条の承認の基準を満たさない事項に関する改善計画又は前項第三号の事由が当該最終指定親会社のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を当該届出とあわせて、速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百八十八条　金融庁長官は、第二百八十四条第一項の承認を受けた最終指定親会社が第二百八十六条各号に掲げる基準に適合しないこととなった場合であって、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、当該承認を取り消すことができる。